

様式第1-1号

## 参加表明書

令和5年1月16日付けで公告のあった長与町新図書館等複合施設設計業務の受託者選定手続に関して、当設計事務所は参加資格を全て満たしておりますので、関係資料を添えて参加表明書を提出します。

年 月 日

長与町長 吉田 慎一 様

(提出者) 所在地：  
商号又は名称：  
代表者：(役職名)  
(氏名)

印

(担当者連絡先) 所属部署名：  
氏名：  
電話番号：  
FAX番号：  
電子メール：

## 参加表明書

令和5年1月16日付けで公告のあった長与町新図書館等複合施設設計業務の受託者選定手続に関して、当設計共同企業体は参加資格を全て満たしておりますので、関係資料を添えて参加表明書を提出します。

年 月 日

長与町長 吉田 慎一 様

(提出者) 設計共同企業体名称：  
＜代表企業＞  
所在地：  
商号又は名称：  
代表者：(役職名)  
(氏名) 印

＜構成員＞  
所在地：  
商号又は名称：  
代表者：(役職名)  
(氏名) 印

＜構成員＞  
所在地：  
商号又は名称：  
代表者：(役職名)  
(氏名) 印

(担当者連絡先) 所属部署名：  
氏名：  
電話番号：  
FAX番号：  
電子メール：

※構成員の記入欄が足りない場合は、本様式に準じて作成及び追加すること。

## 〇〇設計共同企業体協定書

(目的)

第1条 当設計共同企業体は、次の事業を共同連帯して営むことを目的とする。

(1) 長与町発注の「長与町新図書館等複合施設設計業務」(当該業務内容の変更等に伴う業務を含む。以下「設計業務」という。)の請負

(2) 前号に付帯する事業

(名称)

第2条 当設計共同企業体は、  
設計共同企業体(以下「当企業体」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第3条 当企業体の事務所は、  
に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 当企業体は、令和 年 月 日に成立し、設計業務の委託契約履行後3月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 設計業務を受託することができなかつたときは、当企業体は、前項の規定にかかわらず、設計業務に係る受託契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

(代表構成員の名称)

第6条 当企業体は、  
を代表構成員とする。

(代表構成員の権限)

第7条 当企業体の代表構成員は、設計業務の履行に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに請負代金(前払金及び部分代金を含む。)の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

(構成員の出資の割合)

第8条 各構成員の出資の割合は、次のとおりとする。ただし、当該設計業務について発注者と契約内容の変更増減があつても、構成員の出資の割合は変わらないものとする。

%

%

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参しゃくのうえ、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに設計の履行の基本に関する事項、資金管理方法、協力者の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、設計業務の履行に当るものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、設計業務の受託契約の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、銀行 支店とし、代表構成員の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、業務履行の都度、当該業務について決算するものとする。

(利益金の割合)

第13条 決算の結果利益金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に規定する出資の割合により構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が設計業務を完了する日までは脱退することができない。

2 構成員のうち、業務途中において前項の規定により脱退した者がある場合においては、残存構成員が共同連帯して設計業務を完了する。

3 第1項の規定により構成員のうち脱退した者があるときは、残存構成員の出資の割合は、脱退構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を残存構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に規定する出資の割合に加えた割合とする。

4 脱退構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退構成員の出資金から当該脱退構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。

5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退構成員には利益金の配当は行わない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、前条第2項から第5項までを準用するものとする。

(代表構成員の変更)

第17条の2 代表構成員が脱退し若しくは除名された場合又は代表構成員としての責任を果たせなくなった場合においては、従前の代表者構成員に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表構成員とすることができるものとする。

(解散後のかし担保責任)

第18条 当企業体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

外 社は、上記のとおり 設計共同企業体協定を締結したので、その証拠として本協定書 通を作成し、各構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

令和 年 月 日

〇〇設計共同企業体

代表構成員

⑩

構 成 員

⑩

様式第2号

質問書

令和 年 月 日

長与町長 吉田慎一 様

住 所  
商号又は名称  
代 表 者 名  
電 話 番 号

長与町新図書館等複合施設設計業務プロポーザルについて次の項目を質問します。

質問事項

注) 質問事項は、要点を簡潔に記載してください。

設計業務実績表

参加表明書提出者 ( )

業務名	発注者	構造規模	契約金額(円)	業務完了年月

備考)

1. 同種施設、類似施設、その他主だった設計業務の実績を記入すること。
2. 構造・規模は、構造種別、階数および面積を記述すること。(例：RC造2階、〇〇㎡)
3. 元請でない場合は、発注者欄に元請事務所名を ( ) 書で記入すること。
4. 契約金額は税抜き額で記入すること。

業務実績の内容(1)

業 務 名			
用 途		構造規模	

備考)

1. 文字の大きさは10pt以上で記入すること。
2. 竣工済みの場合は竣工写真、計画中の場合はパースまたは図版等の挿入を可とする。



業務実績の内容 (2)

業 務 名			
用 途		構造規模	

備考)

1. 文字の大きさは 10pt 以上で記入すること。
2. 竣工済みの場合は竣工写真、計画中の場合はパースまたは図版等の挿入を可とする。

業務実績の内容 (3)

業 務 名			
用 途		構造規模	

備考)

1. 文字の大きさは 10pt 以上で記入すること。
2. 竣工済みの場合は竣工写真、計画中の場合はパースまたは図版等の挿入を可とする。

様式第4-1号

事務所（設計共同企業体および協力者を含む）の技術職員・資格

業務名 長与町新図書館等複合施設設計業務委託		事務所名			
担当部署・氏名					
技術職員・資格					
分野	資格・担当	人数	人数計		合計
建築	一級建築士 構造一級建築士	意匠	人	意匠	人
		構造	人		
		積算	人		
	二級建築士	意匠	人	構造	人
		構造	人		
		積算	人		
	その他	意匠	人	積算	人
		構造	人		
		積算	人		
電気設備	建築設備士 技術士 一級建築士	人	設計	人	
		積算			
		一級電気工事施工管理技士	人	設計	人
	積算				
	その他	人	設計	人	
		積算			
機械設備	建築設備士 技術士 一級建築士	人	設計	人	
		積算			
		一級管工事施工管理技士	人	設計	人
	積算				
	その他	人	設計	人	
		積算			
土木造園等	その他	人	設計	人	
		積算			
合計					人

備考)

1. 正社員の人数を記載すること。
2. 複数の分野を担当する職員については、最も専門とする分野について記入すること。
3. 複数の資格を有する職員については、いずれか一つの資格の保有者として取り扱う。

人員配置計画

分担 氏名 年齢	実務経験年数 資格名 (登録番号)	業務実績			
		施設名 (主要用途)	構造・階数 ・面積	立場	受賞
			業務完了年月		
管理技術者 氏名  年齢 歳	経験年数 年 ・ ( ) ・ ( )		年 月		
			年 月		
			年 月		
			年 月		
意匠担当主 任技術者 氏名  年齢 歳	経験年数 年 ・ ( ) ・ ( )		年 月		
			年 月		
			年 月		
			年 月		
構造担当主 任技術者 氏名  年齢 歳	経験年数 年 ・ ( ) ・ ( )		年 月		
			年 月		
			年 月		
			年 月		

※実務経験年数は資格（1級建築士等）取得後からの経験年数を記入する事。

人員配置計画

分 担 氏名 年齢	実務経験年数 資格名 (登録番号)	業務実績			
		施設名 (主要用途)	構造・階数 ・面積	立場	受賞
			業務完了年月		
電気担当主 任技術者 氏名  年齢 歳	経験年数 年 ・ ( ) ・ ( )				
			年 月		
			年 月		
			年 月		
機械担当主 任技術者 氏名  年齢 歳	経験年数 年 ・ ( ) ・ ( )				
			年 月		
			年 月		
			年 月		

※実務経験年数は資格（1級建築士等）取得後からの経験年数を記入する事。

様式第 5 号 体制提案書

業務実施体制および方針について	技術提案の骨子について
複合施設設計に関する体制図	テーマ①求められる各機能（ハード・ソフト）と機能融合について（500 字以内）
	テーマ②脱炭素社会における建築の環境的配慮について（300 字以内）
	テーマ③コスト削減および工程管理に関する意識について（300 字以内）

※文字の大きさは 10pt 以上で記載すること。なお「業務実施体制および方針について」の項目について図版等の挿入を可とする。図版内に記載される文字の大きさについては 6pt 以上とすること。また「技術提案の骨子について」の項目はテキストのみで記述すること。ただし、テーマ③の工程管理についてはバーチャートまたはそれに類似する表現を認める。複合施設設計に関する体制図と技術提案の骨子についての各テーマの割付については自由とする。

## 作成要領

### 1 参加表明書

- (1) 単体企業は様式第1-1号を、設計共同企業体は様式第1-2号及び第1-3号を使用すること。
- (2) 提出様式は日本工業規格A4判片面縦とし、左2か所ホチキス綴じとすること。
- (3) 長与町指定の書式以外に、背表紙及びファイル等を付加したもの、また、コーティング紙の使用を禁ずる。
- (4) 必要に応じて二次審査のプレゼンテーションおよび対話時に実績の具体的内容を確認することがある。

### 2 設計業務実績表

- (1) 様式第3-1号～様式第3-4号は主に参加条件の確認を行うものである。
- (2) 企業または設計共同体企業の主な**新築**の実績を記入すること。
- (3) 様式第3-1号に記入した実績の内、今回のプロポーザルに活かせる主な実績3つを様式第3-2号～様式第3-4号に記入すること。**ただし、様式第3-1号と、様式第3-2号～3-4号のうち1件は、実施要領p3(2)参加資格要件②に示す参加企業の業務実績を記載してください。**
- (4) 提出様式は日本工業規格A4判片面縦とし、左2か所ホチキス綴じとすること。
- (5) 長与町指定の書式以外に、背表紙及びファイル等を付加したもの、また、コーティング紙の使用を禁ずる。
- (6) 必要に応じて二次審査のプレゼンテーションおよび対話時に実績の具体的内容を確認することがある。

### 3 資格・技術力

- (1) 様式第4-2号は主に資格・技術力を評価するための様式となる。
- (2) 配置する管理技術者と各主任技術者の資格および**新築**の実績を記入すること。**なお、協力者から構造担当主任技術者、電気担当主任技術者または機械担当主任技術者を配置する場合は、氏名のあとに協力会社等の名称を括弧書きで明記すること。**担当者ひとりにつき最大4つまでの業務実績を記入してよいものとする。「立場」には、実績を担当した際の立場を記入すること。「受賞」は記入した実績に対して受賞歴がある場合に、受賞した賞の名称と受賞した際の年月を記入すること。
- (3) 提出様式は日本工業規格A4判片面縦とし、左2か所ホチキス綴じとすること。
- (4) 文字の大きさは10pt以上で記載すること。枠の割付については必要最低限で調整してよいものとする。
- (5) 必要に応じて二次審査のプレゼンテーションおよび対話時に実績の具体的内容を確認することがある。

#### 4 体制提案書

- (1) 様式第5号に、様式第4-1号、様式第4-2号に示される技術者を軸にその他協力者等を含め、技術提案を実現化するチームをどのように設計しているのかを文章にて表現すること。なお、協力者を配置する場合は、氏名のあとに協力会社等の名称を括弧書きで明記すること。併せて、どういう姿勢で臨もうとしているのか、空間に対する考え方や姿勢についても文章にて表現を行うこと。なお「業務実施体制および方針について」の項目について図版等の挿入を可とする。
- (2) 文字の大きさは10pt以上で記載すること。図版内に記載される文字の大きさについては6pt以上とすること。
- (3) 「技術提案の骨子」とは二次審査で作成される技術提案書をテーマ毎に文章のみでの表現を行うもの。なお、テーマ③内の「工程管理」についてはバーチャートまたはそれに類似する表現を可とする。バーチャート内に記載される文字の大きさについては6pt以上とすること。
- (4) 提出様式は日本工業規格A3判片面横とする。
- (5) 長与町指定の書式以外に、背表紙及びファイル等を付加したもの、また、コーティング紙の使用を禁ずる。
- (6) 必要に応じて二次審査の対話時等に実績の具体的内容を確認することがある。

#### 5 技術提案書

- (1) 提出様式は任意様式で日本工業規格A3判片面横1枚までを使用可とする。
- (2) 長与町指定の書式以外に、背表紙及びファイル等を付加したもの、また、コーティング紙の使用を禁ずる。
- (3) 技術提案書に記入する文字の大きさは10pt以上とする。ただし、図・表中の文字についてはこの限りでない。
- (4) 使用するフォントの種類及びカラーは自由とする。
- (5) 基本的な考え方を文章で簡潔に記述すること。
- (6) プロポーザル方式は、「設計案」ではなく、設計対象に対する発想・解決方法等の技術提案を評価し、「ひと」を選ぶものであり、技術提案は文章での表現を原則とし、視覚的表現については、文章を補完するために必要最小限の範囲においてのみ認める。詳細は、別紙1「技術提案における視覚的表現の許容範囲」（出典 平成30年4月2日 国土交通省大臣官房官庁営繕部整備課 課長補佐（総括担当）及び設備・環境課 課長補佐（総括担当）事務連絡「技術提案における視覚的表現の取扱いについて」）を参照のこと。視覚的表現の許容範囲を超えていると判断された技術提案は無効とする。